

大磯町財政健全化計画

(平成 18 年度 ~ 22 年度)

~ 自立した財政運営を維持するために ~

平成 17 年 8 月

大 磯 町

目次

1 . はじめに.....	1
2 . 財政の現状と財政収支見通し	
（ 1 ） 財政の現状.....	2
（ 2 ） 財政収支見通し.....	14
3 . 財政健全化計画	
（ 1 ） これまでの取り組み.....	18
（ 2 ） 基本方針.....	18
（ 3 ） 財政健全化計画目標額.....	19
（ 4 ） 具体的な方策.....	19
歳入確保に向けた取り組み.....	19
歳出削減に向けた取り組み.....	20
（ 5 ） 年次別計画.....	23
（ 6 ） 計画達成後のすがた.....	24

1. はじめに

国の経済は、景気に回復の兆しが見られるものの、国債や借入金などを合わせた債務残高が、平成 16 年度末で 781 兆 5,517 億円と膨大にふくらみ、先進国の中では突出した‘借金漬け’財政となっています。

このような状況で、国は国庫補助負担金や地方交付税を大幅に削減し、代わりに税源の一部移譲と業務移管を進めるという「三位一体の改革」を通じて、国の財政再建と地方自治の抜本的なリストラ（再構築）を推し進めようとしています。

本町でも、歳入面では主力の町税が個人町民税や固定資産税等の減収により大きく落ち込み、地方交付税や国庫補助金も三位一体の改革による制度改正の影響で大幅に減額されています。今後、税源移譲により町税の増額は見込めるものの、移譲事務に見合うだけの歳入を確保することは困難な状況です。

一方歳出面では、第 3 次行政改革のもと、人事院勧告を上回る職員給与の引き下げや職員数の削減等で人件費を削減し、事務事業の見直しにより経常経費の削減等を図るなど、徹底した支出の抑制を図ってきました。しかし、予算規模が縮小している中で、町立幼稚園や保育園、あるいは町立図書館など、同規模の団体に比べて充実した施設の維持管理・運営費や人件費の負担は相対的に重くなっています。さらに地方分権に伴う事務事業の移管により業務量は年々増大し、各種医療費助成や児童手当等の扶助費、ごみ処理関係費の支出が増え、国民健康保険や介護保険等特別会計への負担も年々重くなっています。

このように本町を取り巻く財政事情は、歳入の減少が続く一方、扶助費等の義務的経費が増大するという非常に困難な局面にあり、今後、より抜本的な対策を講じない限り、民間企業の会社更生法適用に相当する「財政再建団体」に陥る可能性もあります。

このため、自立した財政運営を維持するための指針となる財政健全化計画を策定し、全力をあげて本町の財政健全化を進めてまいります。

財政再建団体とは「地方財政再建促進特別措置法」によって設けられた制度で、市町村の場合、赤字比率が財政規模の 20%を超えた場合に該当となります。本町では、約 12 億円程度が目安となります。

財政再建団体になると、町自らが再建計画を立案する「自主再建方式」か、地方議会の議決と総務大臣の承認を受けた再建計画に基づいて予算編成が実施され、財政建て直しを行う「準用再建方式」のどちらかを選択して再建を図ることになりますが、いずれにしても町政への国の関与が強まり、町独自で行政サービスの提供を決めることが出来なくなり、一般的には行政サービスは大きく後退します。

2. 財政の現状と財政収支見通し

(1) 財政の現状

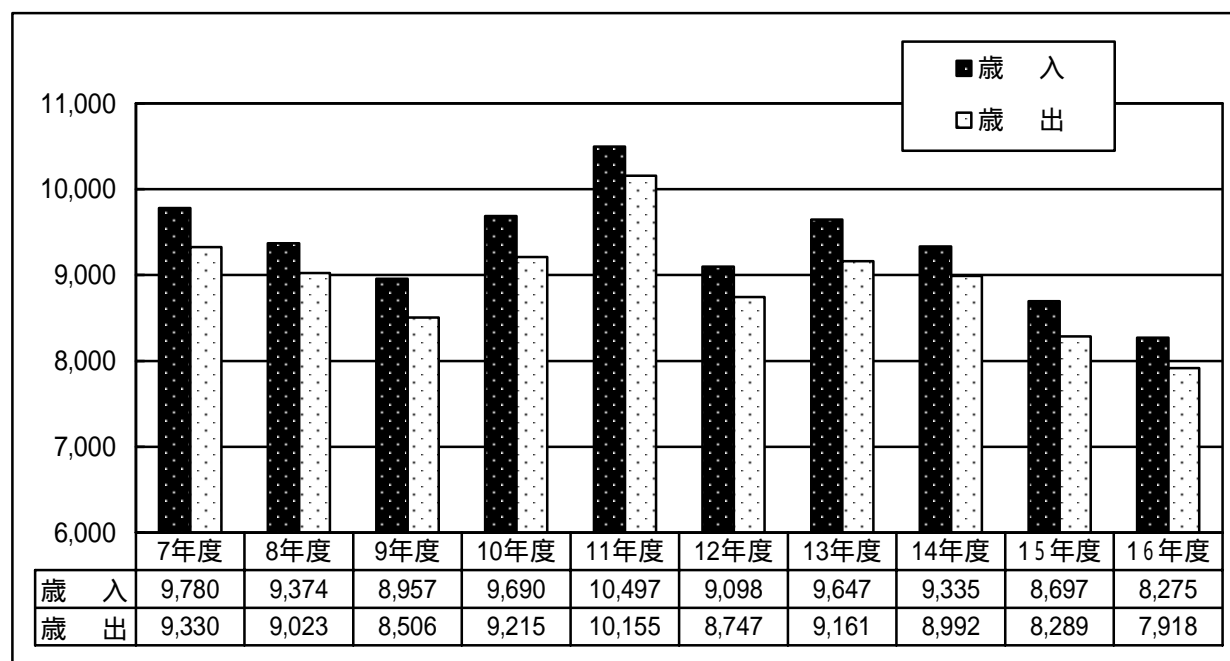
注) ・各表の平成16年度決算は見込額です。

・地方債には平成13年度～15年度における臨時財政対策債を含み、また平成16年度は歳入歳出とも減税補てん債の借り換え分(840百万円)を除外しています。

表 - 1 一般会計決算の状況(単位:百万円)

区 分	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
歳入	町税(地方税)	5,446	5,511	5,859	5,700	5,623	5,302	5,446	5,397	5,108	4,970
	地方交付税	76	83	115	132	364	428	346	193	126	101
	地方債	812	916	416	921	546	514	1,005	769	893	629
	その他	3,446	2,864	2,567	2,937	3,964	2,855	2,849	2,977	2,570	2,575
	合計	9,780	9,374	8,957	9,690	10,497	9,099	9,646	9,336	8,697	8,275
歳出	人件費	2,584	2,574	2,642	2,654	2,657	2,608	2,608	2,589	2,534	2,458
	扶助費	388	426	464	487	501	246	267	279	513	561
	公債費	594	667	779	815	1,027	840	838	849	866	879
	投資的経費	2,563	2,116	1,371	1,857	1,470	1,674	1,983	1,716	842	537
	その他	3,201	3,240	3,250	3,402	4,500	3,379	3,465	3,559	3,534	3,483
合計	9,330	9,023	8,506	9,215	10,155	8,747	9,161	8,992	8,289	7,918	

表 - 2 歳入・歳出総額の状況(単位:百万円)

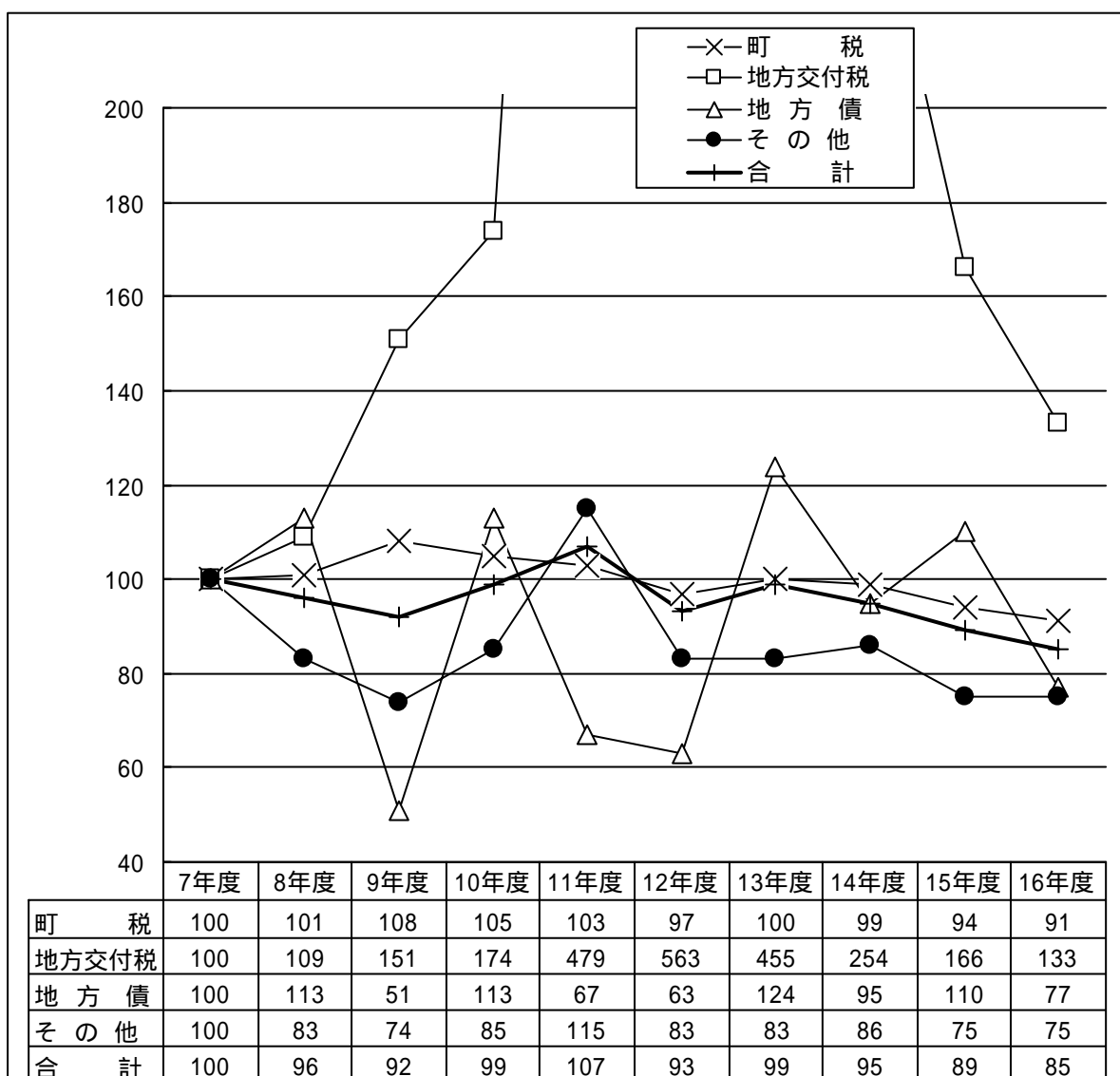


平成7年～16年度歳入の状況

減少し続ける歳入

歳入は、景気回復に伴い法人町民税の増額が見られるものの、個人町民税や固定資産税の落ち込みが続き、さらに国の三位一体改革等により国庫補助金や交付税が縮減されるなどにより、減少傾向に歯止めがかかりません。

表 - 3 町税(地方税)・地方交付税・地方債等の推移
平成7年度を“100”とした場合の比較増減割合



平成11年度に総額が大幅に増加しているのは、減税補てん対策として地方特例交付金が創設され、介護保険制度準備事業や大磯小学校建設等に係る国庫支出金が大幅に増額し、さらに障害者福祉基金として多額の寄附があったことによるものです。

【地方税】

地方税とは、地方税法に基づき地方公共団体が課税を認められた普通税及び目的税の総称です。本町では、個人・法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税及び特別土地保有税を普通税とし徴収し、また目的税として入湯税を徴収しています。

【地方交付税】

地方交付税とは、地方交付税法に基づき地方自治本来の責務を遂行し、地方公共団体の独立性を強化するために設けられた制度で、主な機能としては 地方公共団体間における財政力の格差を解消する財源の均衡化（財政調整機能）及び どの地方公共団体に対しても行政の計画的な運営が可能となるように、必要な財源を保障する財源の保障（財源保障機能）等があります。

【地方債】

地方債とは「地方公共団体が1会計年度を越えて行う借入れ」の総称を指します。

地方債は、町民の生活環境の向上や魅力ある地域づくりのため、主に道路や公園、学校施設、公共下水道等のような社会基盤を整備するための資金調達の方法として発行されており、特定の世代に負担が偏らないよう世代間の負担を調整する役割も果たします。

しかし近年では、社会基盤整備を目的として発行する地方債ではなく、一般財源を補てんする目的で発行する臨時財政対策債が増額しています。

【その他】

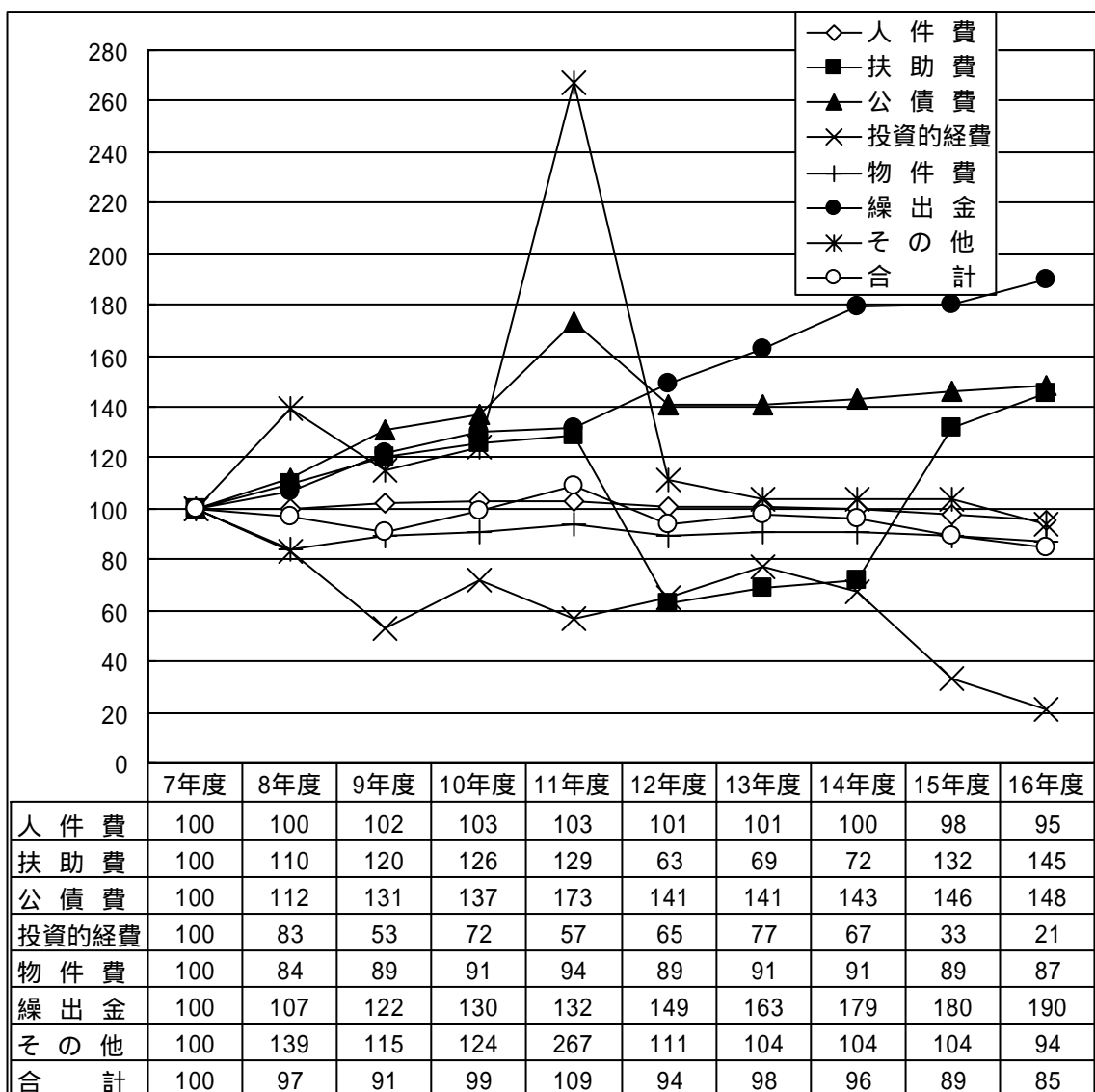
その他には、国県からの各種交付金、補助金、負担金等が含まれます。

平成7年～16年度歳出の状況

増加する社会保障負担

歳出は、退職者不補充による職員数の削減や各種手当の見直し等による人件費の圧縮に加え、事務事業の見直しによる物件費等の削減に努力をしていますが、障害者医療費や小児医療費の助成など扶助費の伸びが大きく、また、介護保険事業や公共下水道事業などの特別会計への繰出金も大幅に増えており、社会資本の整備のための投資的経費を確保できない状況です。

表 - 4 人件費・扶助費・公債費・投資的経費等の推移
平成7年度を“100”とした場合の比較増減割合



平成 11 年度に「その他」が大幅に増加しているのは、障害者福祉基金や介護保険円滑導入基金への積み立て等によるものです。また、平成 12 年度以降扶助費が一時減額となったのは、高齢者関連の歳出が介護保険制度の導入に伴い特別会計に移ったためです。

【人件費】

人件費には、町議員報酬手当、各種委員会の委員等報酬手当、町長等特別職給与、町職員給与その他共済組合等負担金等が含まれます。

【扶助費】

扶助費とは、社会保障制度の一環として生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者等を援護するための経費です。なお、表 4 の扶助費には介護保険関連費用は含まれておりません。

【公債費】

公債費とは、地方債を返済する費用のことです。

【投資的経費】

投資的経費とは、施設建設費や土地の購入費など、経費支出の効果が、施設等のストックとして将来に残る性質の経費のことで、普通建設事業費や災害復旧事業費があり、この割合が高いほど財政構造に弾力性があるといわれています。

【物件費】

物件費とは、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費の総称であり、例えば賃金、旅費、需用費（消耗品費や光熱水費、小修繕費等）、使用料及び賃借料、備品購入費などです。

【繰出金】

繰出金とは、国民健康保険事業会計・老人保健会計・介護保険事業会計・下水道事業会計の 4 特別会計の収入不足に対する補てんや、基金への繰り出しに要する経費です。

【その他】

その他には、維持補修費、補助費、基金等への積立金、投資及び出資金及び貸付金が含まれます。

平成7～16年度財政指標（一般会計）の状況

硬直化した支出構造

経常収支比率は、平成7年度以降物件費など経常経費の削減に努め、下降傾向にありましたが、平成11年度以降、歳入面では町税の減少、歳出面では公債費などの増により上昇傾向にあります。この比率は、一般的に町村では70%以下が望ましいといわれ、75%を超えると黄信号、90%を超えると赤信号といわれており、本町は既に危険な水準に達している状況です。

起債制限比率は、平成11年度のピーク時から減少傾向にあります。これは、公債費が平成11・12年度にピークを迎えたことによります。しかし、財政規模の縮小が今後も見込まれると同時に公債費が増加することから、後年度において起債制限比率は大きく増加することが予測されます。

表 - 5 経常収支比率の状況（単位：％）

平成11年度以降、減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いています。

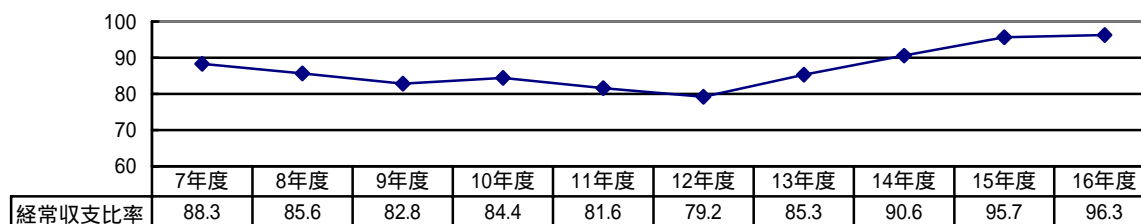
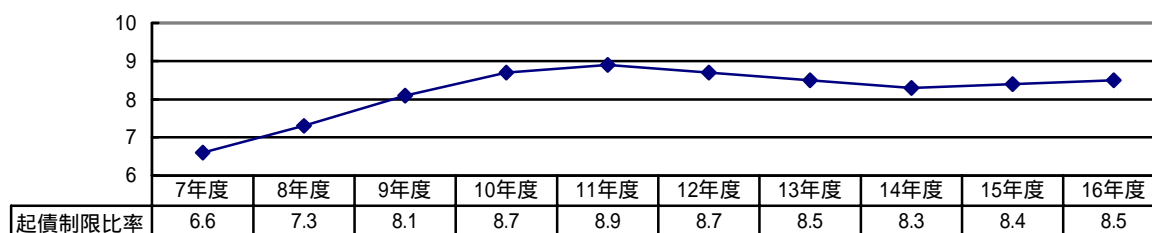


表 6 起債制限比率の推移



【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費が、町税(地方税)、地方交付税、地方譲与税などの経常的な一般財源総額に占める割合のことです。経常収支比率は、団体の財政構造の弾力性を測定する指標として用いられ、この数値が低いほど弾力的な構造であると判断されます。

【起債制限比率】

公債費の一般財源に占める比率です。国が地方公共団体の地方債（借金）発行を許可する基準のひとつとして使われます。具体的には、この比率が20%以上となった場合、主に地方が単独で実施する建設事業の財源として地方債の発行が制限され、一般的には14%以下が適正といわれています。

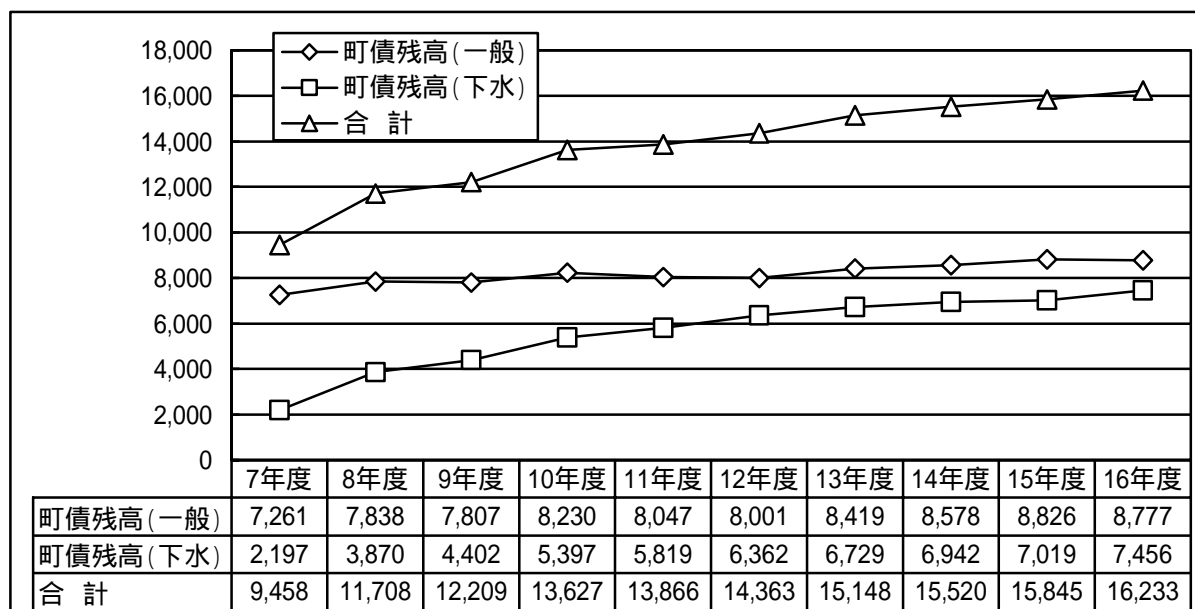
平成7年～16年度一般会計町債残高の状況

増え続ける町債残高

町債の残高は年々増加の一途をたどっています。平成16年度（見込み）は、平成7年度比で約67億7千5百万円の大幅増（172%）となっています。これは、下水道事業の本格的な事業推進と大磯運動公園整備事業が主な要因で、下水道事業特別会計の同年度比は52億5千9百万円の増（339%）、一般会計の同年比は15億1千6百万円の増（121%）となっています。

一般会計における平成16年度末の町債残高は、標準財政規模（16年度：59億2千4百万円）に対する比率が約148%となっており、高い水準となっています。

表 - 7 町債残高の推移（単位：百万円）



【標準財政規模】

標準財政規模は、地方交付税の算定において、標準的な行政サービスに必要な経費を、町税や地方交付税などの一般財源規模で示したものです。町債の返済は、大部分を一般財源で賄っていますので、町債の現在高が標準財政規模に対してどの程度になっているかを検証することが必要です。

平成7年～16年度一般会計基金残高の状況

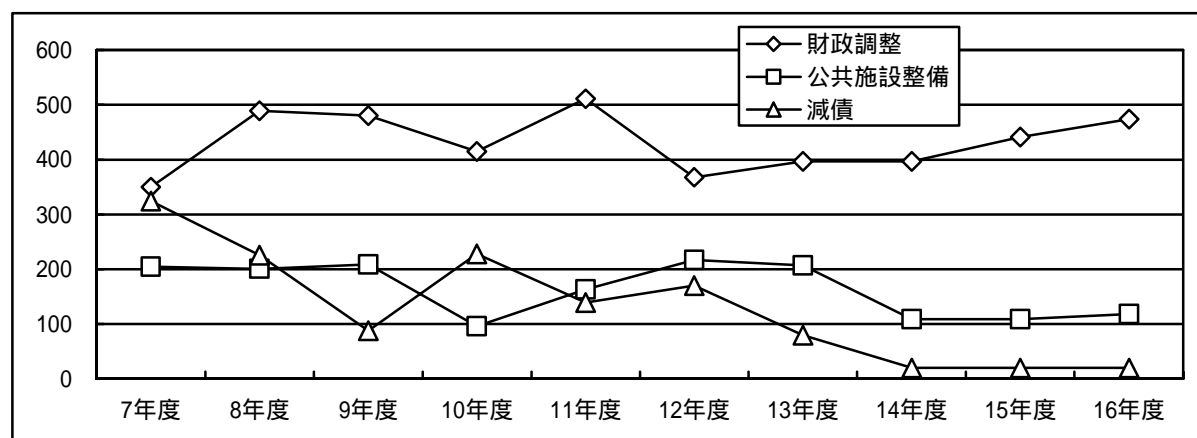
減少する町の蓄え

年度間の財源調整を図る財政調整基金は一定の水準を確保し、本庁舎建設基金や障害者福祉基金等新たな基金が創設されたものの、基金全体としては減少傾向にあります。

表 - 8 各年度末の基金残高状況（単位：百万円）

名称 \ 年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
財政調整	350	489	480	415	511	368	397	397	441	474
町民会館建設	137	137	138	138	139	139	139	139	139	140
土地開発	393	318	395	384	360	287	373	216	67	64
国民年金印紙購入	2	2	2	2	2	2	2	廃止	-	-
国保高額療養費貸付	2	2	2	2	1	2	1	3	3	3
公共施設整備	205	201	209	96	163	217	207	109	109	118
みどり	103	114	125	134	134	145	150	73	74	75
国保財政調整	26	8	8	1	50	117	77	17	67	47
減債	324	226	88	228	139	170	80	20	20	20
地域福祉	218	268	269	269	270	272	276	277	277	278
横溝記念障害者福祉					500	343	319	67	67	67
本庁舎建設						100	120	121	122	123
介護保険給付費支払						46	90	69	38	36
計	1,760	1,765	1,716	1,669	2,269	2,208	2,231	1,508	1,424	1,445

表 - 9 主な基金残高の推移（単位：百万円）

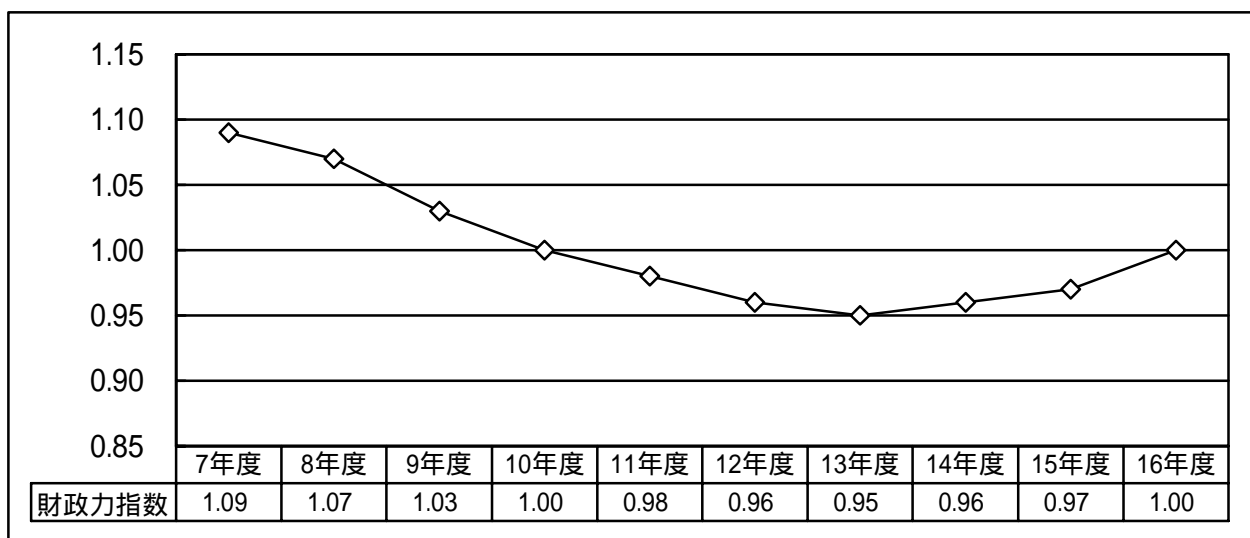


平成7年度～16年度財政力指数の状況

地方公共団体の財政力を示す指数は年々悪化し、平成11年度以降普通交付税交付団体となりましたが、平成16年度には再び不交付団体となりました。これは、本町の財政事情が好転したことによるものではなく、国の三位一体改革等による交付税削減策により、算定方法等が変更されたこと等によるものです。

表 - 10 財政力指数の推移

3カ年平均



【財政力指数】

財政力指数は地方公共団体の財政力を示し、国が各種財政援助措置を行う基準となる重要な指数です。算出方法は、基準財政収入額（標準的に収入が見込まれる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分）に対する基準財政需要額（地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で財政運営を行うために必要な収入）の割合を、過去3カ年の平均値で算出されます。1を基準として数値が大きいほど財源に余裕があるとされ、普通交付税の不交付団体となります。

平成 15 年度一般会計決算状況比較

表 - 11 平成 15 年度一般会計決算における類似団体比較

	大磯町		類似団体		比 較	
	決算額(円) A	構成比 a	決算額(円) B	構成比 b	決算額(円) (A-B) C	構成比増減 (a-b)
(歳入)						
地 方 税	154,220	58.7%	107,475	34.9%	46,745	23.8ポイント
譲与税・交付金	21,130	8.0%	19,301	6.3%	1,829	1.7ポイント
地方交付税	3,813	1.5%	56,938	18.5%	53,125	17.0ポイント
国・県支出金	25,921	9.9%	38,637	12.6%	12,716	2.7ポイント
地 方 債	26,971	10.3%	44,662	14.5%	17,691	4.2ポイント
その他の歳入	30,510	11.6%	40,799	13.2%	10,289	1.6ポイント
歳入合計	262,565	100.0%	307,812	100.0%	45,247	
(歳出)						
人 件 費	76,511	30.6%	60,776	20.6%	15,735	10.0ポイント
扶 助 費	15,494	6.2%	21,881	7.4%	6,387	1.2ポイント
公 債 費	26,135	10.4%	33,801	11.4%	7,666	1.0ポイント
普通建設事業	25,413	10.2%	59,853	20.3%	34,440	10.1ポイント
物 件 費	49,531	19.8%	43,769	14.8%	5,762	5.0ポイント
繰 出 金	34,373	13.7%	29,891	10.1%	4,482	3.6ポイント
その他の歳出	22,778	9.1%	45,526	15.4%	22,748	6.3ポイント
歳出合計	250,235	100.0%	295,497	100.0%	45,262	
歳入合計 - 歳出合計	12,330		12,315		15	0.0ポイント
経常収支比率	86.2		83.4			

注) 決算額は、人口ひとりあたりの数値です。

また、比較をする便宜上、地方債には減税補てん債及び臨時財政対策債(赤字補てん債)を含みます。したがって、経常収支比率は表-5の数値とは異なります。

経済状況に左右される収入構造

本町の歳入合計額に占める地方税の構成比は 58.7%と全収入の半分以上を占めており、類似団体の 34.9%を 23.8 ポイント上回っています。一方で地方交付税の構成比は 1.5%と、類似団体より 17 ポイントも下回っています。

したがって、本町は町税に頼った収入構成であり、交付税など国からの交付金への依存度が低いため、きわめて経済状況に左右される団体であると推測されます。

突出した人件費・物件費比率

支出の削減が難しいとされている義務的経費の構成比は 47.2%で、類似団体の 39.4%を

7.8ポイントも上回っています。内訳をみますと、扶助費・公債費の構成比は類似団体を下回っているものの、人件費の構成比が30.6%と類似団体の20.6%を10ポイントも上回っています。また、物件費の構成比も5ポイント、繰出金の構成比も3.6ポイントとそれぞれ類似団体を上回っています。これは、町立幼稚園や保育園の充実に加え、支所や消防分署、図書館分館の設置、ごみ処理体制の充実化など、本町特有の事情により専門職員や現業職員数が多く、施設維持管理等がかさんでいることが主な要因として考えられます。

この結果、財政の健全度を示す重要指標である経常収支比率で比較すると、本町の86.2%に対し類似団体は83.4%と、本町が2.8ポイント上回っており、類似団体に比べ余裕のない財政状況であると判断されます。

【類似団体】

類似団体とは、総務省において、態様が類似している地方公共団体ごとに作成されている類型的なことで、「類似団体別市町村財政指数表」において、類似団体ごとに、最新の決算結果に基づく標準的な財政指数が示されています。現在、類似団体の類型は、市（政令市を除く。）及び町村別に、団体の人口及び第2次・第3次産業人口比率を基準として設定されています。本町の類型は - 4 となり全国で51団体あり、県下では他に葉山町、二宮町と津久井町がこれに該当します。

【義務的経費】

義務的経費とは、一般歳出のうち支出することが制度的に義務づけられている経費のことで、人件費、扶助費および公債費の3つからなります。

【人件費・扶助費・公債費・物件費・繰出金・投資的経費】

（6～7ページ参照）

まとめ

以上の現状を簡単にまとめますと

一般会計決算の状況では

歳入 税収は減額傾向にある。
主な要因として、
個人町民税が、雇用形態の変化や納税者の減少等により低迷している。
法人町民税は、企業が少ないため景気回復の影響が限定的である。
固定資産税が、地価の下落や新たな宅地開発等が少なく等により減額している（生産人口の減少とも相関関係がある）。
等が考えられます。

歳出 人件費は抑制されているが、繰出金や扶助費が増え、投資的経費が激減している。また、物件費は漸減傾向にあるが、依然として類似団体と比較して高い割合である。
主な要因として、
人件費は、職員数の削減や町独自の給与削減等により減少している。
介護保険の給付や老人医療費がかさみ、さらに公共下水道事業の拡充等により、特別会計への繰出金が激増している。
東西に長い地形的状況や本町の歴史的経緯から、消防署や図書館、支所等東西に施設を設置し、また充実した幼稚園・保育園運営のため、物件費の比率が高い。
ごみ処理にばく大な経費がかかっている。
等が考えられます。

財政指標の状況では

経常収支比率 危険水準である 90%を大幅に超過し、財政の硬直化が進んでいる。
起債制限比率 現在は横ばいだが、財政規模が縮小すると上昇に転ずる。
町債残高 一般会計は赤字補てん債への依存傾向となり増額している。
下水道会計では、事業の進ちょくに伴い急増しており、償還財源となる一般会計繰出金の増額要素となっている。
基金残高 財政調整基金等は一定の水準を維持しているが、全体として減少傾向である。
財政力指数 数値的には普通交付税の交付基準を上回り財政力の向上を示しているが、実際には財政事情が好転したためでなく国の制度改革に伴う算定方法の変更等によるものが大きい。

となり、いずれも財政構造の悪化を示しています。

このような財政状況をふまえて本町の将来を推計すると次頁以降となります。

(2) 財政収支見通し

平成 18～22 年度一般会計の財政収支見通しを、表 13～14 のとおり推計します。

推計は平成 17 年度当初予算を基本とし、下記の前提条件のもとに、今後これまで以上に行政改革等の特別な対策を行わなかったものとして推計しています。

なお、推計の時点で不確実な要素については、原則として推計から除外します。

推計の前提条件

区分	項目	内 容
歳入	町 民 税	・経済成長見込みを「構造改革と経済財政の中期展望-2004 改定」で示された名目経済成長率(GDP ベースで年 2.1%)を前提とします。 ・個人町民税は平成 18 年度施行予定の 10%フラット課税と定率減税廃止、及び高齢者特別控除等の廃止を見込み、さらにコーホート要因法推計による生産年齢人口の減少(表 - 12)も反映させます。
	固 定 資 産 税	・土地の下落により、年 1%の減額を見込みます。
	そ の 他 の 税	・平成 17 年度予算額で推移するものと想定します。
	地 方 譲 与 税	・三位一体改革による税源移譲に伴い所得譲与税の廃止を想定します。
	交 付 金	・地方特例交付金は、定率減税の廃止に伴い廃止を想定します。 ・その他交付金は平成 17 年度予算額で推移するものと想定します。
	地 方 交 付 税	・国の構造改革推進と地方財政計画の縮小基調を考慮して平成 18 年度以降も普通交付税の不交付を前提とし、特別交付税は平成 17 年度予算額で推移するものと想定します。
	国 県 支 出 金 等	・現行制度を前提に経常経費に充当している予算額で計上します。
	町 債	・平成 18 年度までは臨時財政対策債(赤字補てん債)として 5 億円を見込みますが、制度終了等により平成 19 年度以降は見込みません。
歳出	人 件 費	・議員報酬手当、委員等報酬は、平成 17 年度予算額で固定します。 ・職員給与、共済組合負担金、退職手当組合負担金は、平成 17 年 4 月 1 日現在の職員構成(見込み)を基本とし、以降退職者分を 100%補充採用するものとして推計しています。
	普 通 建 設 事 業	・狭あい道路整備及び美化センター施設維持のほか、総合計画にかかる投資的事業(一般財源分のみ)として年 3 億円計上します。
	公 債 費	・公債費推計一覧表から推計します。
	繰 出 金	・過去 3 カ年の推移等を勘案して推計しています。
	そ の 他	・その他、物件費・扶助費等は平成 17 年度予算額で推移するものと想定します。

表 - 12 生産人口推計

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
生産人口推計(人)	21,512	21,313	21,040	20,751	20,414	20,117	19,897
増 減 数(人)	-	199	273	289	337	297	220
増 減 率(%)	-	0.925	1.281	1.374	1.624	1.455	1.094

表 - 13 一般会計歳入推計（単位：百万円）
（歳入）

区 分	15年度 決 算	16年度 決算見込	17年度 当 初	18年度 推 計	19年度 推 計	20年度 推 計	21年度 推 計	22年度 推 計
町 税	5,108	4,970	4,812	4,991	5,536	5,523	5,515	5,519
個人町民税	2,200	2,079	1,994	2,194	2,761	2,770	2,784	2,809
法人町民税	133	156	129	132	135	138	141	144
固定資産税	2,610	2,568	2,529	2,504	2,479	2,454	2,429	2,405
軽自動車税	25	27	27	27	27	27	27	27
町たばこ税	136	135	129	129	129	129	129	129
特別土地保有税	0	0	1	1	1	1	1	1
入湯税	5	5	4	4	4	4	4	4
地方譲与税	84	143	194	194	81	81	81	81
利子割交付金	37	34	28	28	28	28	28	28
配当割交付金	-	10	12	12	12	12	12	12
株式等交付金	-	11	7	7	7	7	7	7
地方消費税交付金	230	259	220	220	220	220	220	220
ゴルフ場交付金	33	29	20	20	20	20	20	20
自動車交付金	97	94	90	90	90	90	90	90
地方特例交付金	219	217	210	105	0	0	0	0
地方交付税	126	101	55	55	55	55	55	55
普通交付税	32	0	0	0	0	0	0	0
特別交付税	94	101	55	55	55	55	55	55
交通安全交付金	8	8	8	8	8	8	8	8
分担金及び負担金	60	63	61	61	61	61	61	61
使用料及び手数料	133	155	165	165	165	165	165	165
国庫支出金	475	369	312	266	266	266	266	266
県支出金	382	357	301	301	301	301	301	301
財産収入	3	43	42	6	6	6	6	6
寄附金	3	9	1	1	1	1	1	1
繰入金	287	262	325	0	0	0	0	0
繰越金	344	408	100	100	100	100	100	100
諸収入	174	103	100	100	100	100	100	100
町債	893	629	535	500	0	0	0	0
合 計	8,697	8,275	7,598	7,230	7,057	7,044	7,036	7,040

端数処理の関係で、各費目の積算は必ずしも合計と一致しない。

表 - 14 一般会計歳出推計（単位：百万円）

（歳 出）

区 分	15年度 決 算	16年度 決算見込	17年度 当 初	18年度 推 計	19年度 推 計	20年度 推 計	21年度 推 計	22年度 推 計
人 件 費	2,534	2,458	2,488	2,445	2,494	2,354	2,337	2,240
議員報酬手当	101	100	100	100	100	100	100	100
委員等報酬	69	61	65	65	65	65	65	65
特別職給与	47	43	43	43	43	43	43	43
職員給与	1,878	1,829	1,830	1,821	1,800	1,702	1,658	1,588
共済負担金	282	283	286	263	263	247	241	232
退職手当負担金	150	135	157	147	217	191	224	206
そ の 他	6	6	6	6	6	6	6	6
物 件 費	1,641	1,604	1,608	1,608	1,608	1,608	1,608	1,608
維持補修費	81	97	59	59	59	59	59	59
扶 助 費	513	561	579	579	579	579	579	579
補 助 費 等	270	229	222	222	222	222	222	222
普通建設事業	842	520	445	423	423	423	423	423
災害復旧費	0	17	3	3	3	3	3	3
公 債 費	866	880	857	887	943	965	976	981
積 立 金	297	293	3	3	3	3	3	3
投資及び出資金・貸付金	108	61	61	61	61	61	61	61
繰 出 金	1,139	1,198	1,219	1,264	1,318	1,373	1,419	1,475
予 備 費	0	0	55	55	55	55	55	55
合 計	8,289	7,918	7,598	7,609	7,768	7,705	7,745	7,709

端数処理の関係で、各費目の積算は必ずしも合計と一致しない。

極めて高い財政破綻の可能性

歳入から歳出を差し引いた各年度における収支過不足見込み額は、平成 18 年度以降赤字となっており、単年度最大で約 7 億円の赤字が想定されます。今後より抜本的な対策を講じなければ、基金は底をつき、自立した地方自治運営を継続することは極めて困難な状況に陥ることになります。

表 - 15 各年度における収支過不足見込み額（単位：百万円）

区 分	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
実質収支	379	711	661	709	669
累計	379	1,090	1,751	2,460	3,129

3 . 財政健全化計画

(1) これまでの健全化の取り組み

財政の健全化は、これまでも昭和 62 年に第 1 次行政改革大綱を策定以来国県に先駆けて取り組み、新たな行政需要に対処してきました。さらに財政事情の悪化が深刻になり始めた平成 8 年度には行政改革推進本部を立ち上げ、行動計画を策定して事務事業の全般的な見直し等を行い、また職員採用を 5 力年間凍結するなど職員数を 8 % 以上削減するとともに、人事院勧告を上回る給与の引き下げ等を行うなど、支出の削減に努めてきました。

表 - 16 第 3 次行政改革 (平成 15 年度 ~) の主な実施効果 (単位 : 百万円)

項 目	削減額	主 な 内 容
個人助成金の削減し	71.7	前納報奨金、火葬料補助金、敬老年金、身障タクシー助成、障害者医療費助成、ひとり親助成金の見直し 等
各種イベントの見直し	1.9	ふれあいまつり・公園まつり見直し 等
委託事業の見直し	3.6	給食サービス委託の見直し
経常経費の削減	22.4	町長・議長交際費削減、例規集印刷費削減、職員永年勤続慰労費廃止 等
補助金等の削減	9.6	団体補助額の削減 等
施設管理方法の見直し	6.0	施設の一括管理 等
遊休町有地の有効利用	80.0	遊休町有地の売却
人件費等の抑制 (削減)	206.0	職員給与・手当の引き下げ、正職員から嘱託職員への切替 審議会・各種委員会等の報酬の引き下げ 等
手数料・使用料等の見直し	55.6	住民票等証明手数料、町有地貸付料、ごみ処理手数料見直し 道路占用料、下水道使用料の見直し、基本健康診査、 がん検診受益者負担金の見直し 等
計	456.8	平成15年度から17年度見込みの合計額

(2) 基本方針

基本方針

「自立した財政運営を維持するために」

本町ではこれまでも計画的な行政改革の実施によりバブル経済崩壊後の深刻な不況に対処してきました。しかし、今後も右肩上がりの経済発展が見込めないうえ、国の構造改革により地方の裁量が拡大し、今まで以上に地方自治の自立が求められています。したがって、今後の行政改革の指針となる財政健全化計画を明らかにし、本町の将来にわたる自立した財政運営の維持を図ります。

計画期間

平成 18 年度から 22 年度までの 5 カ年とします。

基本目標

自立した財政運営の維持を図るため、財政収支見通しにおける収支不足の解消を図ります。

(3) 財政健全化計画目標額

表 - 15 の各年度における収支過不足見込み額を財政健全化計画目標額とします。これによると、平成 18 年度から 22 年度までの 5 カ年で、総額 31 億 2 千 9 百万円を目標額と設定します。

表 - 17 年次別目標額 (単位 : 百万円)

年 度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	合計
所要額	379	711	661	709	669	3,129

(4) 具体的な方策

歳入確保に向けた取り組み

A 町税収入等の確保

a 徴収強化の取り組み

町税の徴収については、景気の低迷をうけ極めて厳しい環境にありますが、滞納の解消は負担の公平性の観点からも重要な課題です。

今後、担当部署の更なる徴収事務の徹底と全庁的な徴収体制を確立し、徴収強化に向けた取り組みを行います。

- ・ 電話催告や訪問の強化
- ・ 積極的な差押えの実施
- ・ 徴収、滞納整理に向けた全庁的体制の検討
- ・ 口座振替の促進

b 課税客体補足の徹底

一定の収入がありながら、就労形態等によりこれまで課税補足がされなかった層への課税を強化し、未申告者に対する調査も徹底します。

B 受益者負担の適正化

公共サービスを利用される町民と利用されない町民の負担の公平性を確保することが必要であり、受益者負担の適正化を図ります。

a 使用料、手数料の定期的見直し

使用料、手数料については、例外なく3カ年ごとに収支状況を精査して見直しを行います。条例等の改正が必要となる場合は、町民への周知期間を踏まえ、早い時期に見直し案を議会へ提案します。

b 減免規定の見直し

使用料・手数料について、減額や免除を行っているものについては、その規定を精査し、見直しを図ります。また、基準が曖昧なものについては、合理的減免規程の整備を図ります。

c 新たな使用料、手数料の創設

- ・ 受益者負担の原則に基づき、無料開放している公共施設の有料化を進めます。
- ・ 公共用地の有効活用として空き地や未利用地を駐車場用地とし、駐車場使用料の創設を検討します。

d 受益者負担の定期的な見直し

使用料、手数料以外の受益者負担についても、定期的にその事業に係る経費等を踏まえ、前記と同様の見直しを図ります。

C 財産の処分

町が所有する土地や施設において、有効活用が図れてないものや別な目的に有効利用が図れるものなどがあり、売却、財産の変更などを見直しを行います。

歳出削減に向けた取り組み

A 人件費の抑制

予算に対する人件費の割合は一般会計予算額の30%以上を占めており、財政運営上大きな逼迫要因となっています。

このため、職員手当についてはさらに見直しを行います。また、引き続き嘱託制度、民営化、委託化を研究し、職員数の削減を図り、人件費の抑制に努めます。

a 職員給与、手当の見直し

国の人事院勧告をふまえ、人事評価制度等も活用して職員の勤労意欲の維持に配慮しつつ、給与や手当の削減を図ります。

b 職員数の削減

地方分権による国・県からの事務移譲や新制度の導入、さらに住民ニーズの多様化等により、町の業務は年々増大し、複雑化している状況ですが、事業評価により優先度を見極め、事務処理の合理化や民間委託を進め、施設の統廃合や民営化などを積極的に進めることにより、常勤職員の削減に努めます。

具体的には平成22年度までに、総職員数を現在(平成17年4月1日)の289人から、さらに10%の削減を目標とします。

c 審議会等委員の人数、報酬の見直し

本町では多くの審議会委員や協議会委員を委嘱していますが、会の構成人数や報酬額等の抜本的な見直しを図ります。

B 経常経費の削減

これまでも消耗品、備品の更新時期の延伸や共有化、一元管理など経費の節減に努めてきましたが、引き続き、工夫を凝らし徹底した経費削減に努めます。

a 施設等維持管理費の削減

b 備品、消耗品等費用の削減

c 委託業務仕様の見直し

d 入札制度の見直し

e 特別会計繰出金の抑制

- ・ 国民健康保険事業の見直し（医療費抑制対策の励行、国民健康保険税の定期的見直し、適切な滞納処理等）

- ・ 介護保険事業の見直し（介護保険料の定期的見直し、給付内容の見直し等）

- ・ 下水道事業の見直し（建設費の抑制、下水道使用料の定期的見直し、前納報奨金の適正化等）

f 各種イベントの見直し

町が実施または補助をしている各種イベントで、事業効果が不明なお祭りの事業については当面休止し、今後、町民のニーズや事業効果などを様々な角度で検証し、実施方法についても行政、町民、団体の役割分担を見直します。

C 補助金等の見直し

新たに設置した補助金等交付基準に基づき、補助金支出の適正化を図ります。

D 公共施設の管理運営の見直し

現在の財政状況にあっては新たな公共施設の設置は困難であり、また、既存施設の修繕等維持管理経費を捻出することさえ厳しい状況にあります。

さらに、町立幼稚園4園、町立保育園2園、町立図書館2館、支所の設置等が、本町の人件費や物件費比率が類似団体比で突出し、経常収支比率の悪化を招いている主要因となっています。また、各種施設については、今まで以上に有効活用の推進を図る必要があります。

そのためには、指定管理者制度の活用や委託・民営化を推進し、効率的な施設運営を推進する必要があります。

a 各種施設の維持管理、運営方法の見直し

- ・ 大磯運動公園

- ・ 社会教育施設

- ・ 福祉施設

b 統廃合、民営化の検討

- ・ 町立幼稚園の統廃合

- ・ 町立保育園の民営化
- c 広域処理の検討
 - ・ 一般廃棄物（ごみ、し尿）処理
 - ・ 電算処理
- d 労務事務の見直し
 - ・ 学校給食等給食調理事務
 - ・ 校務作業事務
 - ・ 自動車運転員
 - ・ 清掃作業員
- e 一般事務の委託等検討

(5) 年次別計画

前号で掲げた具体的方策に基づき、次表のとおり年次別計画を定めます。

表 - 18 年次別計画 (単位 : 百万円)

実施項目	年次別計画額					主な取り組み内容
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
歳入確保に向けた取り組み	143	382	269	287	235	5ヵ年計 1,316
A 町税収入の確保	30	30	30	30	30	・徴収強化の取り組み ・課税客体補足の徹底 等
B 受益者負担の適正化	2	5	5	5	5	・使用料、手数料の定期的見直し ・減免規定の見直し ・新たな使用料、手数料の創設 ・受益者負担の見直し 等
C 財産の処分	16	62	202	200	200	・未利用財産等の処分
D 財政調整基金繰入	95	285	32	52	0	・財源調整のための基金繰入
歳出削減に向けた取り組み	236	329	392	422	466	5ヵ年計 1,845
A 人件費の抑制	131	143	179	199	243	・職員給与、管理職手当等削減 ・職員数の削減(29人純減) ・特別職等の人数、報酬見直し 等
B 経常経費の削減	90	93	105	115	115	・各種施設等維持管理費の削減 ・一般廃棄物処理費の削減 ・委託業務等仕様の見直し ・町史編さん業務の終了 ・事務事業の広域化の推進 ・特別会計繰出金の抑制 ・各種イベントの見直し 等
C 補助金等の見直し	15	15	30	30	30	・補助金・交付金・負担金の見直し
D 公共施設管理運営見直し	0	78	78	78	78	・町立幼稚園の統合 ・町立保育園の民営化 ・福祉施設、社会教育施設、公園等の委託・指定管理者導入 等
計画額計 (+)	379	711	661	709	701	5ヵ年計 3,161
年次別目標額	379	711	661	709	669	5ヵ年計 3,129
実質収支 (-)	0	0	0	0	32	5ヵ年計 32

表 - 19 財政調整基金の運用状況 (単位 : 百万円)

区 分	H18	H19	H20	H21	H22	備 考
前年度末残高見込	403	408	223	191	139	
積立見込み	100	100	0	0	32	H18,19年度は前年度繰越見込100百万円、 H22年度は差引余剰分32百万円を積立
取り崩し	95	285	32	52	0	
差引年度末残高見込	408	223	191	139	171	

(6) 計画達成後のすがた

表-18 で示した計画が達成された場合、計画最終年度における本町の財政状況は表-20 のとおりと推計されます。

歳入面では、三位一体改革等により町税収入の割合が大幅に増加し、赤字補てんのための町債発行が抑制され、自主財源比率は平成 17 年度の 73.8%から約 85.0%へと、10 ポイント以上も上昇します。

歳出面では人件費が大幅に削減され、人件費比率が 5 ポイント以上低下します。一方、公債費や特別会計への繰出金の比重がさらに大きくなります。

この結果、財政の健全化を示す重要な指標である経常収支比率は、平成 16 年度決算時の 96.3%から約 85.7%へと大幅に改善し、赤字補てん債の借入抑制により町債の元金残高も削減される見込みです。

また、財政調整基金の残高も 1 億 7 千万円程度を確保できる見込みです。

表-20 計画達成後のすがた (単位 : 百万円)

歳入

区 分	平成17年度		平成22年度		増減 -
	当初予算	構成比	計画達成後	構成比	
町 税	4,812	63.3%	5,549	76.3%	737
地 方 譲 与 税	194	2.6%	81	1.1%	113
利 子 割 交 付 金	28	0.4%	28	0.4%	0
配 当 割 交 付 金	12	0.2%	12	0.2%	0
株 式 等 交 付 金	7	0.1%	7	0.1%	0
地 方 消 費 税 交 付 金	220	2.9%	220	3.0%	0
ゴ ル フ 場 交 付 金	20	0.3%	20	0.3%	0
自 動 車 交 付 金	90	1.2%	90	1.2%	0
地 方 特 例 交 付 金	210	2.8%	0	0.0%	210
地 方 交 付 税	55	0.7%	55	0.8%	0
交 通 安 全 交 付 金	8	0.1%	8	0.1%	0
分 担 金 及 び 負 担 金	61	0.8%	61	0.8%	0
使 用 料 及 び 手 数 料	165	2.2%	170	2.3%	5
国 庫 支 出 金	312	4.1%	266	3.7%	46
県 支 出 金	301	4.0%	301	4.1%	0
財 産 収 入	42	0.6%	206	2.8%	164
寄 附 金	1	0.0%	1	0.0%	0
繰 入 金	325	4.3%	0	0.0%	325
繰 越 金	100	1.3%	100	1.4%	0
諸 収 入	100	1.3%	100	1.4%	0
町 債	535	7.0%	0	0.0%	535
合 計	7,598	100.0%	7,275	100.0%	323

歳出

区 分	平成17年度		平成22年度		増減 -
	当初予算	構成比	計画達成後	構成比	
人 件 費	2,488	32.7%	1,997	27.5%	491
物 件 費	1,608	21.2%	1,438	19.8%	170
維 持 補 修 費	59	0.8%	59	0.8%	0
扶 助 費	579	7.6%	579	8.0%	0
補 助 費 等	222	2.9%	192	2.6%	30
普 通 建 設 事 業	445	5.9%	423	5.8%	22
災 害 復 旧 費	3	0.0%	3	0.0%	0
公 債 費	857	11.3%	981	13.5%	124
積 立 金	3	0.0%	35	0.5%	32
投資及び出資金・貸付金	61	0.8%	61	0.8%	0
繰 出 金	1,219	16.0%	1,452	20.0%	233
予 備 費	55	0.7%	55	0.8%	0
合 計	7,598	100.0%	7,275	100.0%	323

注:経常経費の削減額は、便宜上繰出金を除き物件費に一括して計上した。